

卒業見込み、卒業に関する細則

(卒業見込みに関して)

第一条 卒業見込みとは、その時点で、教育課程に定める単位を全て修得していないが、規定の単位を全て修得できる見込みがあるものをいう。

第二条 卒業見込みを認定された者に国家試験願書の提出を認める。

第三条 卒業見込み認定は12月に行われる卒業見込み判定会議にて、認定される。

第四条 卒業見込みは3学年時の学力、実力試験、出席状況、素行を総合的に判断して認定される。

第五条 卒業見込みの認定は3学年時に毎年行う。

(卒業に関して)

第六条 学則第21条に定める卒業判定会議では以下の各号を審議事項とする。

一 出欠席日数

二 教育課程に定める単位の修得状況

三 学則第24条に定める素行状況

四 学則第10条とその細則または第10条に関連する学則、細則、附則による単位修得、成績評価状況

2 前項に関して審議をし、判定結果を校長に具申する。

3 卒業が認められた学生に対しては学則第10条に基づき学校長が認定する。

附則

1. この細則は平成21年4月6日から施行する。

1. この細則は平成22年4月5日から施行する。

1. この細則は平成23年4月1日から施行する。